

平成 20 年 4 月 14 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 16 年 11 月 2 日付け高農第 10323 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 4 件である。

- （1） 高松市食肉センターに関する業務委託契約書
- （2） 高松市食肉センターの運営に関して収納した会計書類
- （3） 高松市食肉センターの運営に関して支出した会計書類（委託料，補助金その他）
- （4） 高松市食肉センターでの動物別の処理頭数の分かる資料
（いずれも運用開始後の全部）

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成 16 年 8 月 26 日付けで高松市情報公開条例（平成 12 年高松市条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づき、対象行政文書の公開請求があり、同日付けでこれを受理した。実施機関は、対象行政文書が多数である等

の理由から、２１日間の延長決定の後、同年９月３０日付けで公開および一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、同年１０月１９日付けで「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し、実施機関は同日付けでこれを受理した。

３ 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (１) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (２) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (３) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例８条に違反し、本件処分は無効である。

４ 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (１) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求に係る高松市食肉センター管理運営業務委託とは、高松市が設置した食肉センターの管理運営について、高松食肉事業協同組合に委託契約して行っているものであり、本市は、毎年度委託料を支払っている。また、本市食肉センターにおけると畜解体業務は、同業務を専門に行う業者が、保健所の許可を受けて行っているものであり、本市は運営補助金を支出している。なお、食肉センターの利用者は、高松市食肉センター条例（平成１１年９月２４日条例第２７号）第３条第１項の規定により使用料を納めなければならない。

(2) 高松市食肉センターに関する業務委託契約書について

本件文書は、平成11年度から平成16年度において毎年度、高松市食肉センターの管理運営について高松食肉事業協同組合と業務委託契約を締結したものであり、平成11年度から平成16年度の高松市食肉センター管理運営業務委託契約書と平成14年度と平成15年度の高松市食肉センター管理運営業務委託契約の一部変更契約書からなる。

このうち、非公開とした情報は、法人印影である。

(3) 高松市食肉センターの運営に関して収納した会計書類について

本件文書は、食肉センター利用者がその使用にかかる料金として高松市に納入したことが分かる平成11年11月分から平成16年7月までの食肉センターと室等使用料にかかる調定通知票からなる。

このうち、非公開とした情報は、納入金額である。

(4) 高松市食肉センターの運営に関して支出した会計書類について

本件文書は、平成11年度から平成16年度高松市食肉センター管理運営業務委託に関する文書、平成11年度から平成16年度高松市食肉センターと畜解体事業補助金に関する文書からなる。

このうち、非公開とした情報は、個人氏名、法人印影、金融機関情報である。

(5) 非公開とした理由について

ア 個人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、条例7条1号に該当し、非公開とした。

イ 法人印影は、法人に関する情報であり、公開すべき合理的理由および必要性がなく、これを公開することにより偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいい切れず、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、金融機関情報（金融機関名、支店名、口座種別・番号、口座名義人）は、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当該法人の取引上の必要性から当該法人により決定されるべきものである。したがって、当該法人の意思に基づかずし

て、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当該法人が予定しているとは到底言い得ないことから、これを公開することは当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

また、納入金額は、食肉センター利用者がその使用にかかる料金として本市に納入した額であり、売上額等事業内容の類推につながる情報である。したがって、当該法人または事業を営む個人の事業に関する情報であって、これを公開することは当該法人または事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し、非公開とした。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は 1－（１）については、「高松市食肉センター管理運営業務委託契約書」および「高松市食肉センター管理運営業務委託契約の一部変更契約書」であり、1－（２）については、「食肉センターと室等使用料にかかる調定通知票」であり、1－（３）については、「平成 11 年度から平成 16 年度の高松市食肉センター管理運営業務委託に関する文書」および「平成 11 年度から平成 16 年度の高松市食肉センターと畜解体事業補助金に関する文書」であり、1－（４）については既に公開している。

実施機関の説明によると、対象行政文書のうち、「業務委託先の職員個人の氏名」について個人識別情報として、「法人印影」「金融機関情報」および「食肉センター利用者ごとの納入使用料」について公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとして、非公開としたとのことであった。

（１） 業務委託先の職員個人の氏名について

個人の氏名については、特定の個人が識別できるものであり、条例 7 条 1 号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 法人印影について

当審査会は、これまで法人の印影については、「公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 金融機関情報について

当審査会は、これまで金融機関情報については、「事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはとうてい言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められる。」と判断してきたところであり、現在もその判断を変更しておらず、新たに公開すべき特別な事情も見いだせないことから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 食肉センター利用者ごとの納入使用料について

当該情報は、法人等の経営内容に係る情報であり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると考えられる。よって、条例7条2号に該当することから、非公開が相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 6 年 1 1 月 2 日	諮問書受理
平成 2 0 年 1 月 1 1 日	実施機関からの非公開理由書受理
平成 2 0 年 2 月 2 6 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	答申案審査
平成 2 0 年 4 月 1 4 日	答申